

大阪府外国人医療対策会議設置要綱

(目的)

第1条 大阪府の外国人患者へ提供する医療に関し、府内関係者が分野を横断し、協議、連絡、調整及び情報交換等を行うことを目的に、大阪府外国人医療対策会議(以下、「対策会議」という。)を設置する。

(議題)

第2条 対策会議の議題は次のとおりとする。

- (1)大阪府内の外国人患者へ提供する医療について、関係者間の連携強化、実態把握、情報発信に関する事項
- (2)その他、外国人患者へ提供する医療の対策に関する事項

(組織)

第3条 対策会議は、大阪府内の医療関係団体、大阪観光局、宿泊業関係団体、国際交流団体の各代表者、学識関係者、消防関係者、旅行業関係者及び大阪府関係各課の担当者により構成するものとする。

2 構成員の任期は、1年とする。

(対策会議の開催)

第4条 対策会議は大阪府が招集する。

- 2 対策会議の円滑な進行を図るため、議長を置く。
- 3 大阪府が必要と認めるときは、対策会議の構成員以外の者の出席を求めることができる。

(代理出席)

第5条 団体を代表する委員は、事故その他のやむを得ない理由により会議に出席できないときは、当該団体に所属する者を代理人として出席させることができる。この場合において、団体を代表する委員は、会議が開かれる前に委任状を事務局に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により、代理人が会議に出席する場合は、代理人の行為を委員の行為とみなす。
- 3 前2項の規定により、代理人が会議に出席する場合は、代理人に対して、委員と同額の謝礼金等を支給する。

(事務局)

第6条 対策会議の事務局は大阪府健康医療部保健医療室に置く。

(謝礼金等)

第7条 構成員の謝礼金等の額は、日額六千円(交通費込み)とする。

- 2 構成員のうち公の経済(国、地方公共団体)に属する常勤の職員である者に対しては支給しない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、対策会議の運営に関する必要な事項は、大阪府が定めるものとする。

附則

この要綱は、平成31年4月 11 日から施行する。